

**空き店舗等活用事業
公募要綱**

**令和6年4月
日田市**

1、事業の目的

空き店舗や空き家などの既存の資源を有効活用し、新規創業、事業の拡大等を行おうとするものに対し改装費用の一部を支援することで、地域の活性化と商業の振興及び創業の促進を図ることを目的とする。

2、対象者

次に掲げる要件を満たす方。

- (1) 以下のいずれかに該当する方
 - ① 事業を開始する日までに市内に住所及び事業所を有する個人
 - ② 事業を開始する日までに市内に本社、本店又は主たる事業所を有する法人
- (2) 市税を完納している方
- (3) この補助金の交付を受けてから5年以上継続して市内で事業を行おうとする方
- (4) 商工会議所、商工会、商店街その他商工団体関係者と協調して地域の活性化及び商業の振興に取り組もうとする方

3、対象事業

統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める以下の業種

- ア、製造業
- イ、情報通信業
- ウ、卸売業、小売業
- エ、金融業、保険業
- オ、不動産業、物品賃貸業
- カ、学術研究、専門・技術サービス業
- キ、宿泊業、飲食サービス業
- ク、生活関連サービス業、娯楽業
- ケ、教育、学習支援業
- コ、医療、福祉
- サ、サービス業（他に分類されないもの）

※対象外とする事業

- ・過去に本事業又はまちなかりノバージョン推進事業での助成を受けた者の行う事業（以下の場合を対象外）
 - ①個人事業主が法人化した場合→対象外
 - ②過去に法人で申請し、代表者を変えて再度、同じ法人名で申請した場合→対象外
- ・大型店舗内で行う事業
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定される「風俗営業」に該当する業種
- ・公序良俗に反する事業
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- ・政治性又は宗教性のある事業

- ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者が行う事業
- ・その他市長が不相当と認める事業

4、対象区域・対象物件

対象区域		対象物件
①	日田市都市計画用途区域のうち、商業地域及び近隣商業地域	空き店舗、空き家、空き倉庫などで、申請書提出時点で使用されていないもの。
②	①以外の区域	

※対象外とするもの

- ・集合住宅（マンション、アパート等）の住居専用部分
- ・自己所有物件（但し、事業を始める目的で申請日から起算して1年以内に購入した物件は対象とする）

5、対象経費

店舗部分の改装工事に要する経費とし、自ら工事を行う場合は、当該工事に要する原材料費とする。

また、国又は県等から当該事業を実施するために補助金を受給する場合は、総事業費から当該補助対象経費を差し引いたものとする。

※対象外とする経費

- 什器、備品等
- 外構工事費
- 店舗併用住宅の場合、居住部分の経費

補助対象経費については、必ず事前に商工労政課までご相談ください。

6、補助率・補助金額

補助率：補助対象経費の1/2以内

補助上限額：区域① 100万円

区域② 50万円

※補助金額は当該年度の予算の範囲内で、交付決定額を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

7、補助要件

- (1) 交付決定を受ける前に工事に着手していないこと。
- (2) 市内にある既存の事業者が空き店舗等に出店する場合は、既存事業の拡大・新規事業への進出であれば可とする。
- (3) 補助金交付確定通知の日から30日以内に当該店舗で営業を開始すること。
- (4) 開業後は1週間の営業日が4日以上かつ1営業日の開業時間が4時間以上であること。

- (5) 申請書提出前に、市が設置する事業者の経営相談所「日田市ビジネスサポートセンター」で事業計画の相談及び支援を受けること。(日田市ビジネスサポートセンターから市へ支援経過書が提出されます。)
- (6) 提出した申請書類に基づき、面接形式で外部専門家を交えた審査委員会の審査を受けること。(開業に対する意欲や店舗の特徴についてプレゼンテーションをしていただきます。)
- (7) 工事完了後 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
- (8) 店舗を補助事業の目的に反して使用し、又は転貸しないこと。
- (9) 営業開始から 1 年経過後、経営状況の把握のため、事業成果書を提出すること。

8、募集について

募集は年 3 回とする。ただし、予算の上限に達した時は年度途中であっても募集を終了する。

一次募集 申請書提出期限： 5 月上旬 審査委員会： 5 月下旬

二次募集 申請書提出期限： 7 月下旬 審査委員会： 8 月中旬

三次募集 申請書提出期限： 10 月下旬 審査委員会： 11 月中旬

(※上記のスケジュールは目安となります。正式な日程は市のホームページにてご確認ください。)

9、審査について

審査委員会では、提出された書類及び申請者からのプレゼンテーションにより、以下の評価基準に基づき、補助対象事業の採択の可否を審査する。

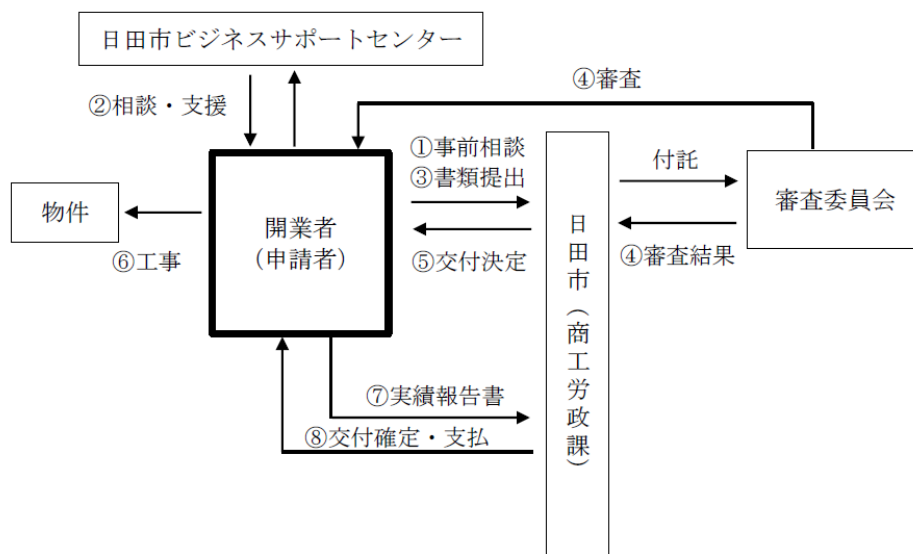
現状分析	・ 需要や課題などの現状分析ができているか。
事業コンセプト	・ 事業方針やセールスポイント
事業計画	・ 事業が持続可能な資金計画になっているか。
	・ おおむね 5 年以内で初期投資を回収する投資計画になっているか。
地域との連携	・ 地域ならではの地域資源の活用がみられるか。
	・ 地域、関係者との連携は図られているか。
周辺への波及効果	・ 他の店舗や住民、地域への波及効果が期待できるか。

※審査の結果は後日、市から通知します。

10、手続きの流れ

①商工労政課への事前相談⇒②ビジネスサポートセンターへの相談・支援⇒③申請書類提出⇒④審査委員会による書類審査⇒⑤審査結果の通知・交付決定 ⇒⑥事業着手⇒⑦実績報告書提出⇒⑧交付確定・補助金支払

※ビジネスサポートセンターでの相談、申請に必要な書類の準備等に期間を要するため、余裕をもって商工労政課へご相談ください。



1 1、申請書類について

申請予定の方は、事業計画等の作成前に必ず商工労政課にご相談ください。

提出する書類は以下の通りです。※日田市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

①	補助金交付申請書 (様式第 1 号)	⑦	改修の承諾について (様式第 6 号)
②	事業計画書 No1 (様式第 2 号)	⑧	改修工事の見積書の写し
③	事業計画書 No2 (様式第 2 号)	⑨	市税の「滞納のない証明書」
④	収支予算書 (様式第 3 号)	⑩	対象物件の写真 (着手前写真)
⑤	誓約書 (保証人あり) (様式第 4 号)	⑪	改修工事の概要がわかる書類 (図面等)
	保証人の印鑑登録証明書	⑫	地図
⑥	暴力団等でない旨の誓約書 (様式第 5 号)	⑬	(法人の場合) 履歴事項全部証明書等

1 2、事業変更、実績報告の手続き

(1) 事業変更

事業内容の変更及び対象経費が減額になる場合は速やかに商工労政課へご連絡ください。

(2) 実績報告

工事完了後、下記の書類を提出してください。

※日田市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

①	補助金実績報告書 (様式第 8 号)	交付確定後に提出するもの	
②	収支精算書 (様式第 9 号)	①	請求書 No. 1 (様式第 11 号)
③	改装工事にかかった費用の領収書及び明細書の写し ※自ら工事を行った場合は、原材料と工事の該当箇所の写真も添付すること。	②	請求書 No. 2 (振込口座を必ず指定のこと)
④	工事後の現場写真 (完了後写真) ※建物外観・内観	開業から 1 年後に提出するもの	
⑤	出店時のチラシ・広告等 (制作してる場合)	①	事業成果書

13、その他留意事項

- ・ 補助金は交付確定通知後に支払います。(精算払い)
- ・ 改装工事、什器の導入に関しては、市内産業の活性化のため、できる限り市内に本社または事業所を持つ業者への発注にご協力ください。
- ・ 出店者が経営主である証明(税務申告を行った際の写し等)を求める場合があります。
- ・ 申請内容に偽りがあった場合や目的に反しての使用、5年未満での廃業は補助金を返還していただくことがあります。
- ・ 当補助事業にかかる関係書類は、補助事業完了後5年間保存してください。